

令和6年度

第4回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和6年7月9日

湯沢市農業委員会

第4回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和6年7月9日（火）午後1時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後 1 時45分

閉会 午後 2 時13分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1 番	福島 富子	9 番	由利 幸悦
2 番	佐々木 昇	10番	瀬川 等
3 番	伊藤 秀郎	12番	沓澤 弥
4 番	川崎 秀悦	13番	加藤 エリ子
5 番	水戸 義昭	14番	佐藤 栄子
6 番	姉崎 与志弘	16番	高橋 忠雄
7 番	佐藤 昇	17番	宮原 正明
8 番	加藤 艶子	19番	高橋 伸太郎（会長）

2) 欠席した委員

11番	麻生 良子	18番	高橋 敬悦（会長職務代理者）
15番	高橋 郁夫		

3) 遅刻した委員

なし

19名中16名出席
(午後1時45分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	新山 栄泰
班 長	高山 善樹
主 幹	柴田 麻紀

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

- ・ 農地法に基づく届出等の報告
 - (1) 公共事業等に伴う一時転用の届出
 - (2) 申請許可状況

3 議 案

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第18号 湯沢市農用地利用集積計画の決定について

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第20号 湯沢農業振興地域整備計画変更(案)に対する意見について

議 長	議 事 開会宣言 午後 1 時45分 委員総数19名中、ただいまの出席委員は16名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。 なお、本日欠席届を提出されている委員の方は、11番 麻生 良子 委員、15番 高橋 郁夫 委員、18番 高橋 敬悦 委員 であります。 次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	それでは、8 番 加藤 艶子 委員、9 番 由利 幸悦 委員 の両名を指名いたします。 次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	それでは、本日一日限りと決定いたします。 本日の議題は、会務報告のほか報告 1 件、議案 4 件であります。 議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。 冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。 また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。 なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。 それでは、会務報告の説明をお願いいたします。
議 長	(新山事務局長、挙手) 新山事務局長。 (会務報告、朗読説明)
議 長	会務報告の内容について、ご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、只今の報告をご了承願います。 次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。

議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。 議案書 2 ページをご覧ください。1 公共事業等に伴う一時転用の届出は 1 件で、届出土地は、湯沢市 [REDACTED]、地目は田、届出面積は9,109.21㎡、届出の事由は、秋田県が施工する地方道路交付金事業・一般国道398号の改築、稲庭バイパスの整備工事のためとなっており、使用期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなっております。 次に、2 申請許可状況であります。先月の転用案件は4件で、4条 申請番号第1号と、5条所有権移転 申請番号第3号は、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、6月24日付けで許可し、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要がなかった5条使用貸借権設定 申請番号第1号と、5条賃貸借権設定 申請番号第2号は、6月11日付けで許可しております。報告は以上です。
議 長	只今の報告内容について、ご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、ご了承願います。 次に議事に入らせていただきます。 議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件について、事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和6年7月9日提出。 議案書 4 ページをご覧ください。使用貸借権設定は1件で、面積は11,134㎡であります。申請番号第2号の申請事由は、農業者年金受給継続のための再設定であります。 次に、議案書 5 ページをご覧ください。所有権移転は3件で、面積は660㎡であります。申請事由は、申請番号第9号は高齢による経営縮小のため、10号は兼業による経営縮小のため、11号は相手方の要望のためとなっております。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。

議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第17号「農地法3条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに決定いたします。 次に、議案第18号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。案件について、事務局より説明をお願いします。 (高山班長、挙手)
議 長	高山班長。
高山班長	議案第18号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)、以降「旧農業経営基盤強化促進法」と略して説明させていただきます、第18条第1項の規定に基づき、計画の可否について決定を要す。令和6年7月9日提出。 議案書7ページをご覧ください。利用権設定は賃貸借権が3件で、面積は22,962㎡であります。新規の設定が3件で、申請事由は、すべて経営縮小のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。 議案書8ページをご覧ください。所有権移転は3件で、面積は5,474㎡であります。なお、整理番号第8号は、本日欠席されております 15番 高橋郁夫 委員 に関する案件となっております。申請事由は、すべて経営縮小のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。 集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。

	(全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第18号の利用集積計画について、計画のとおり決定することといたします。 次に、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。
議 長	(高山班長、挙手)
高山班長	高山班長 議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1 農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和6年7月9日提出。 初めに、5条 所有権移転 申請番号第4号 について説明させていただきます。議案書10ページ、議案付属資料は5ページから10ページをご覧ください。 申請地は、湯沢市■■■■■、地目は畑、面積は■■■㎡であります。 申請内容は、申請人（譲受人）代表取締役の■■■氏が代表を務める特定非営利活動法人が運営する■■■■■事業所の駐車スペースが手狭となったことから、不動産の売買・賃貸借等の業務を営む申請人（譲受人）が、■■■■■事業所の■■■■■に位置する申請地を取得し、新たに駐車場を整備し貸付するための転用であります。 申請地は、市立湯沢南中学校から■■■■■へ約■■■km、市立湯沢西小学校から■■■■■へ約■■■kmに位置し、東側は宅地、西・南側は道路、北側は墓地に隣接しております。 農地区分は、都市計画区域・近隣商業地域であることから第3種農地であると判断しました。 事業計画は、整地後に砕石を敷き駐車場■■■㎡を整備するものです。事業費は、用地取得費■■■■■円、造成・整地経費■■■■■円、測量・登記経費■■■■■円、計■■■■■円で、資金計画は全額自己資金となっており、通帳の写しで確認しております。 被害防除計画については、東側と北側に仮設柵を設置し周辺に影響が無いよう配慮するものです。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理する計画です。 許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしていると考えます。 次に、5条 所有権移転 申請番号第5号について説明させていただきます。議案書10ページ、議案付属資料11ページから18ページをご覧ください。

		申請地は、湯沢市■■■■■、地目は田、面積は■■■㎡であります。 申請内容は、現在アパート暮らしであり、住環境に適した地域にある申請地を取得して、住宅を建築するための転用であります。 申請地は、市立湯沢南中学校から■■■■■へ約■■■km、市立湯沢西小学校から■■■■■へ約■■■kmに位置し、東・南側は田、西・北側は道路に隣接しております。 農地区分は、都市計画区域・第1種中高層住居専用地域であることから第3種農地であると判断しました。 事業計画は、住宅■■■■■㎡と駐車場・雪寄場等■■■■■㎡を整備するものです。事業費は、用地取得費■■■■■円、建物建設経費■■■■■円、設計経費■■■■■円、測量登記経費と搬入等諸経費を合せ■■■■■円、計■■■■■円で、資金計画は借入及び自己資金となっており、金融機関の事前審査結果書類及び残高証明書で確認しております。 被害防除計画については、周辺の農地及び隣接地に大きな支障を及ぼす可能性がないことから特に防除措置は行わないものです。生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下により処理する計画です。 許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしていると考えます。 なお、5条転用案件2件とも、転用に係る面積が30a以下でありますので、議案書のとおり申請地を第3種農地と判断し許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議の意見聴取を要しないことから、本総会後に会長の決裁を経て許可書を交付することとなります。説明は以上です。
議	長	ここで、現地確認結果について、17番 宮原 正明 委員から報告願います。
議	長	(17番 宮原 正明 委員、挙手) 17番 宮原 正明 委員。
17	番	議案第19号の現地確認について報告いたします。 6月27日、1番 福嶋 富子 委員と私の2名、事務局1名とで現地確認をしてまいりました。 先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。 報告は以上です。
議	長	説明及び報告が終わりました。議案第19号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。

4 番	申請番号第4号の譲受人は、どういった事業を行っている会社か。
議長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	申請書の添付書類である法人の履歴事項全部証明書の目的欄に記載されている内容は、不動産の利用に関する企画及び設計、不動産コンサルタント業、広告宣伝及びイベント企画、建物のデザイン企画及び設計、造園工事業、建築業、不動産の売買・賃貸借・仲介及び管理、グループホーム等介護施設の運営と、これらに付帯する一切の業務となっております。
議長	よろしいですか。
4 番	はい。
議長	他にご質問ありませんか。
	(質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、議案第19号について採決を行います。許可相当とすることとし、許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員挙手。異議ないものと認め、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、許可相当と決定し、許可の可否判断を会長に一任することといたします。許可の状況については、次回の総会で報告いたします。
	次に、議案第20号「湯沢農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について」を議題とします。案件について、事務局より説明をお願いします。
議長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案第20号「湯沢農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について」、湯沢農業振興地域整備計画の変更（案）についての協議があり、市長に回答する必要があるので意見を求める。令和6年7月9日提出。

		議案書12ページをご覧ください。湯沢農業振興地域整備計画の土地利用計画変更の申出案件は1件であります。 No.1の案件について説明いたします。参考資料は3ページから17ページをご覧ください。申出内容は、農業振興地域農用地区域への編入であります。 編入目的は、杉沢新所地区のは場整備事業の対象農地とするため、所在は、湯沢市 、面積は、12,729㎡であります。 杉沢新所地区のは場整備事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）につきましては、計画面積が約41haで、事業スケジュールは令和6年度に採択申請を行い、令和7年度に事業採択を受ける計画であります。また、令和6年の秋ごろに農地中間管理権の設定を行う予定となっております。 説明は以上です。
議	長	暫時休憩します。（午後2時08分）
議	長	再開します。（午後2時12分）
議	長	議案第20号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。 （質問なしの声あり）
議	長	質問なしの声がありますので、議案第20号について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 （全員挙手）
議	長	全員挙手。異議ないものと認め、議案第20号「湯沢農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について」は、異議ない旨の意見を付して市長に送付することといたします。
議	長	これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。 （午後2時13分終了）

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ない
ことを認め署名押印する。

令和6年7月9日

議長 高橋 伸太郎 

署名委員 8 番 加藤 艶子 

署名委員 9 番 由利 幸悦 